

○横浜市学校給食費の管理に関する条例

平成 22 年 12 月 24 日

条例第 45 号

横浜市学校給食費の管理に関する条例をここに公布する。

横浜市学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、横浜市(以下「市」という。)の設置する学校において、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。)第 4 条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和 32 年法律第 118 号。以下「特別支援学校給食法」という。)第 3 条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「学校給食費」とは、法第 11 条第 1 項に規定する経費以外の法第 3 条第 1 項に規定する学校給食に要する経費及び特別支援学校給食法第 5 条第 1 項に規定する経費以外の特別支援学校給食法第 2 条に規定する学校給食に要する経費をいう。

(学校給食の実施)

第 3 条 市は、市の設置する学校のうち規則で定める学校において、学校給食(法第 3 条第 1 項及び特別支援学校給食法第 2 条に規定する学校給食をいう。次条において同じ。)を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第 4 条 市長は、学校給食を受ける幼児、児童又は生徒(以下「幼児等」という。)の保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第 5 条 学校給食費の額は、法第 3 条第 1 項に規定する学校給食を受ける各幼児等の保護者等につき年額 50,600 円(学校教育法に規定する特別支援学校の中学部にあっては、年額 62,700 円)を、特別支援学校給食法第 2 条に規定する学校給食を受ける各幼児等の保護者等につき年額 62,700 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(学校給食費の減額)

第 6 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額することができる。

(学校給食費の納付)

第 7 条 学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。